

株式会社マルユウハウジー

マルサポ24



\ お申し込みはこちら /



豪華賞品が毎日当たる！

おトクな優待・ワクワク抽選

SPREE

SPREEとは？

SPREE（スプリー）は、入居者様がご利用いただける会員制の福利厚生サービスです。全国の提携施設で様々な優待が受けられるほか、無料で商品が当たる抽選に毎日参加していただけます。

優待利用方法

お手持ちのスマートフォン・パソコンからSPREEのサイトにアクセスして優待をお探しいただけます。各優待のご利用方法は、詳細ページからご確認ください。会員ご本人様のほか、二親等以内のご家族様も利用可能です。

初回アクセス

賃貸物件の入居日当日に「メール」「SMS」で初回ログインのご案内を配信します。記載されているURLからパスワードを設定してご利用を開始してください。

オススメの使い方



現在地から

SPREEのトップページから「近くのお店」のメニューをタップしてみてください。あなたのお家の近所やお出かけ先付近の優待を地図から探していただけます！



アプリのように

スマートフォンで使うときは「ホーム画面に登録」が便利。まるでアプリのようにSPREEをご利用いただけます。ブラウザのメニューから設定してみてください。



ベネステ特典

SPREEに掲載している特典は、実はピックアップしたごく一部。「ベネフィットステーションの優待を探す」から、特典提携先のベネステで全ての優待を探せます。



毎日抽選

SPREEオリジナルの抽選特典は、毎日1回当選のチャンスがあります。「カテゴリ」→「全ての抽選を見る」からマメにチェックしてみてください！

SPREE（スプリー）

<https://spree.co.jp>

🔍 SPREE 優待

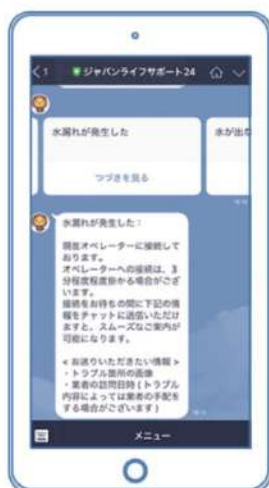
SPREEのサービスをご利用される方は、検索またはQRコードを読み取ってサービスサイトにアクセスしてください。
お問合せ先：info@spree.co.jp





ジャパン ライフサポート24

利用方法



トラブルの種類を
選択もしくは入力



言葉と写真付きで
相談できる

電話 に加えて **LINE** から

お問い合わせが可能です！



ジャパレンジャー

好きな方法でお問い合わせください

その1

電話から
お問い合わせ



0120-200-836

その2

スマホから
お問い合わせ

QRコードを読み取り後、LINEアプリで
公式アカウント「ジャパンライフサポート24」を
友達に追加してください。



会員規約

https://www.ume-hikari.net/pdf/jplife24_terms.pdf

ジャパン ライフサポート24

お部屋の突発的なトラブルに、
ジャパンライフサポート24が
対応します。

※一次対応とは、特殊部品を必要としない60分以内の簡単な修理をさします。
※部品が必要な場合は、別途実費にてご負担をいただきます。
※当日の状況によっては即時出動ができません場合がございます。



01 カギのトラブル対応

- ❖ カギを紛失してしまい、家に入れない
- ❖ 外出先でカギを忘れてしまった
- ❖ カギの調子が悪くて、ドアが開かない



会員
特典

電話でのサポート＋一次対応

無料

02 水回りのトラブル対応



- ❖ 蛇口から水が漏れている
- ❖ トイレのタンクが故障して水が出ない
- ❖ 台所のつまりで水が流れない

会員
特典

電話でのサポート＋一次対応

無料

03 ガラスのトラブル



- ❖ ガラスが割れた
- ❖ ガラスにヒビが入っていた

会員
特典

電話でのサポート＋一次対応

無料

04 建具のトラブル



- ❖ 扉が開かない
- ❖ 引き戸が閉まらない

会員
特典

電話でのサポート＋一次対応

無料

※引き戸と扉のみ一次対応可

05 電気のトラブル



- ❖ コンセントが使えない
- ❖ 突然ブレーカーが落ちた
- ❖ エアコンが動かなくなった

会員
特典

電話でのサポート＋一次対応

無料

※ブレーカー、コンセント、配線、家電、コンセントからの給電で
動くもののみ一次対応可



会員様限定 [月額]

近隣トラブル解決支援サービス

Mamorocca

元警察官による 近隣トラブル 解決支援サービス

騒音トラブル

周囲の部屋からの騒音、
気になる段階から対応

迷惑行為

近隣からの嫌がらせ
迷惑行為に対応

不法侵入・ストーカー

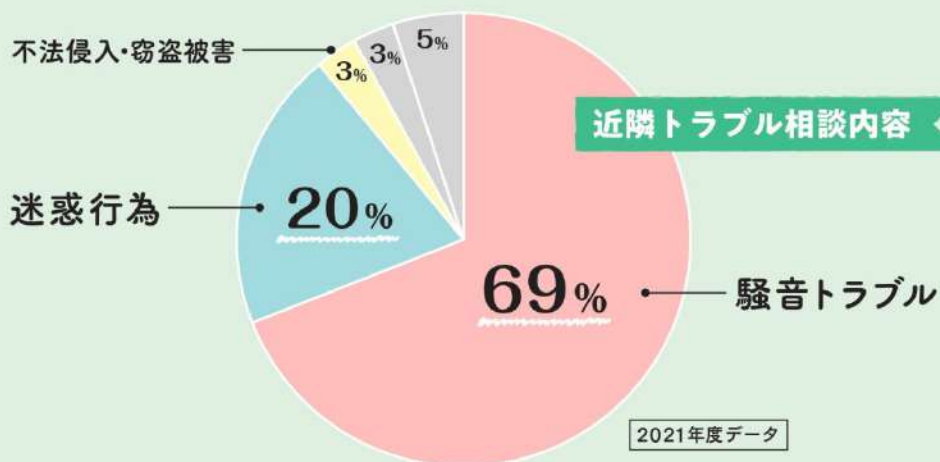
留守中に侵入された・
ストーカー被害等に対応

「少し気になる…」の段階からご相談ください

元警察官で構成された相談員が警察では介入しづらい事件未満の近隣トラブルを解決支援します。



- 状況を詳しくヒアリングし、是正依頼などの状況に応じて対応します。
- 解決に向けた相談サポートや、シェルターを含む関連機関をご紹介します。



- | | |
|----|-----------|
| 1位 | 騒音 |
| 2位 | 迷惑行為 |
| 3位 | 不法侵入・窃盗被害 |
| 4位 | DV・ストーカー |
| 5位 | その他 |

会員様
専用ダイヤル

電話番号はご契約後にご確認頂けます
平日 10:00～18:30 ※土・日・祝・年末年始を除く

第1章 総則

●第1条(規約)

1. 本規約は、株式会社ヴァンガードスミス(以下「当社」という)が提供する「近隣トラブル解決支援サービス」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約(以下「会員規約」という)を定めるものです。

2. 当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合における本サービスの利用条件は、変更後の会員規約に基づくものとします。

3. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」という)を設けることがあります。これらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。

4. 会員は、会員規約の内容に同意して本サービスを利用するものとします。

●第2条(定義)

1. 「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き(会費納入を含む)を行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。なお、当社が、入会を承諾しない場合は当社が申込を知った日から1週間以内に会員希望者に個別に通知し、入会を承諾する場合は当社所定の入会申込み手続き時に明示された「お客様の入居予定日」(以下「サービス開始日」といいます)から会員は本サービスを利用できるものとします。また、会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。

2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲(但し、何れの形態においても専有部室内に限る)を問いません。

3. 会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」の契約は、会員が本サービスの対象物件を自宅等として利用することを目的に当社と法人名義で契約(1社宅1室につき1契約扱いとする)をし、当該法人の役員・従業員、その他の使用人等が本サービスの対象物件に入居する場合に限ります。「法人会員」は、あらかじめ当社所定の入会申込み手続き時に明示された方(以下「サービス対象者」という)に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、若しくは会員規約第7条第1項の届出が無い方は本サービスの対象外とします。

●第3条(本サービスの利用及び種類)

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。

2. サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。

3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。

4. 必要及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報(名前、生年月日等)の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書(但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること)の提示を必要とします。

5. 本サービスの個々の内容、利用方法や時間等は、当社発行のパンフレット(以下「パンフレット」という)等で紹介します。

●第4条(譲渡禁止)

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

●第5条(会費)

1. 本サービスの会費は、当社所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。

2. 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合には、会員期間に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。

3. 会費を滞納した場合、滞納している期間は本サービスを受けられません。

●第6条(会員期間及び更新)

1. 本サービスの会員期間(サービス有効期間)は、主たる賃貸借契約の期間と同じとし、主たる賃貸借契約の更新がない場合には、本サービスの会員期間もそれに合わせて継続するものとします。

2. 会員がサービス対象物件を退去した場合は本サービスも解約となります。

●第7条(登録情報変更の届出)

1. 会員は、住所や連絡先等当社に届出している内容(以下「登録情報」という)に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。

2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。

3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

●第8条(退会・会員資格の取消)

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、当社及び管理会社にその旨を必ず届出することとします。なお、支払われた会費は、会員規約第5条第2項の規定により、一切返金いたしません。

2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。

(1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合

(2) 会員規約または諸規定等に違反した場合

(3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合

(4) 会費を滞納した場合

(5) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

●第9条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等

(8) その他(1)～(7)に準ずるもの

2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。

3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができなものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合に、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとします。且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

●第10条(個人情報の収集・保有・利用について)

1. 当社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。

(1) 当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。

(2) 会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。

本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ、サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者(会員)と賃貸借契約者が異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

(3) 会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供(会員相互間のトラブルに関する場合も含む)にあたり、以下の会員の個人情報、専門相談員、指定弁護士、協力会社その他当社が必要と判断する者に提供することあらかじめ同意するものとします。

本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ、サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者(会員)と賃貸借契約者が異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

(4) 会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することあらかじめ同意するものとします。

① 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役立てるための各種アンケートの実施

② 本サービスの業務遂行にあたり当社に業務を委託する場合があります。この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社(以下「提供会社」という)への会員等の個人情報の提供

③ 個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき

④ 本サービスの運営維持の為若しくは、当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき

⑤ 中談承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため

⑥ 本サービスに関する情報を通知するため

⑦ 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため

⑧ 本サービスの本来の・付随的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合

⑨ その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき

(5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止・消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。

(6) 必要と判断する個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合があります。当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。

(7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

●第11条(免責)

1. 当社は、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む)等について、当社に故意・重過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負いません。

2. 会員がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことにより不利益等が発生した場合も前項と同様とします。

3. 本条第1項及び前項の規定にかかわらず、当社の重過失によって生じた損害等であっても、会員規約違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを免れるものとします。

4. 会員が本サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸規定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合など、本サービスが正しく機能しない場合、当社はその責めを免れるものとします。

5. 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、情報の責任は会員に帰属するものとします。

6. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

●第12条(管轄裁判所)

会員規約に關し訴訟の必要性が生じた場合は、訴訟に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 近隣トラブル解決支援サービス

●第13条(目的)

本サービスに係る加入者(以下「会員」という)を対象として、会員のストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに關して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内、専門家、行政機関、専門相談窓口の紹介など、会員に対し

情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。

●第14条(専門相談員)

本サービスの専門相談員は、元警察官であり、ストーカー、不法侵入、近隣トラブルに精通し、当社が専門相談員として、ふさわしい能力を有していることと判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

●第15条(利用資格)

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

●第16条(利用方法)

会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。ご利用・受付時間は、平日の午前10時～午後6時30分まで(土、日、祝、年末年始を除く)とします。時間外につきましてはメールフォームにて受付いたします。

●第17条(サービス内容)

1. 会員から専用ダイヤル、又は、面接相談で、相談・問い合わせのあったストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとします。

(1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス

(2) 警察署、行政機関等の専門相談窓口、弁護士等の専門家の紹介

(3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報

2. 本サービスは、法律家によって行なわれる法的相談ではなく、一般的なアドバイスをを行うものでもあり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、相手方との交渉等を行うことは一切ありません。

3. 本サービスは、ストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。また、電話相談中、サービス対象外の事項と当社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。

(1) 本サービスの会員期間以前に発生しているトラブルの相談

(2) 近隣トラブル解決支援を求めない日常トラブルの相談

(3) ストーカー又は直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項

(4) 法令や社会通念に反する事項

(5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

(6) その他、当社が対象外と判断した事項

●第18条(相談回数、専門家による相談の提供等)

1. 会員は、近隣トラブル解決支援サービスを受けるために、本相談ダイヤルを無料で利用できます。

2. 会員は、本サービスの有効期間内において、年間3回まで、本相談ダイヤルを利用して、相談・問合せを行なうことができます。

3. 会員が、電話相談ではなく個別の面接相談をご希望のときは、1回につき5,500円(消費税込)の相談料がかかります。当社指定の相談場所において、相談を実施するものとします。

4. 前項の相談を経て、専門家による面接相談が必要と当社が判断した場合、会員は、本サービス利用期間中一回に限り無料で30分の株式会社ヴァンガードスミス指定専門家による相談を受けることができます。

5. 近隣トラブル解決支援サービスmamorocca 近隣トラブル相談窓口 株式会社ヴァンガードスミス

電話番号 0570-007-000

(平日10:00～18:30 ※土日祝、年末年始を除く)

●第19条(免責)

近隣トラブル解決支援サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための手段であり、会員に強制するものではなく、あくまで、その利用については、会員の本人の責任と判断において行なうものとします。当社は、本サービスの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用して生じた損害、又は会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他のいかなる責任も負わないものとします。

第3章 生活再建費用

●第20条(目的)

生活再建費用とは、悪質かつ継続的な嫌がらせ行為や不法侵入、ストーカー被害に遭われた会員に対し、転居費用等、生活再建にかかる費用を一定の範囲で負担するものとします。

●第21条(対象範囲)

1. 本サービスの開始後に次の事由のいずれかが発生し、会員がかかる事由を原因として退去し、新たに当社提携不動産会社を通じて転居が成立した場合又はその後も会員住居に住み続ける場合に以後の生活を安心して過ごすために必要であると認められた対応にかかる費用(生活再建費用)について、本条第3項に定める範囲内で負担します。

(1) 嫌がらせ等の近隣の住民による違法行為に起因した被害が認められ、警察等公的機関に被害の届出がなされ、当社が転居の必要性を認めたとき

(2) ストーカー行為もしくは不法侵入等の特定の者による違法行為に起因した被害が認められ、警察等公的機関に被害の届出がなされ、当社が転居の必要性を認めたとき

(3) 嫌がらせ等の近隣の住民による違法行為、ストーカー行為もしくは不法侵入等の被害に關連し、鍵交換、住居の破損を認められたとき

2. 本サービスの「近隣」とは、会員住居が集合住宅の場合は、天井、床または壁を接する直上、直下、隣接の居住戸室を指し、戸建て住宅の場合は、会員住居の敷地に接する土地に所在する居住戸室(集合住宅を除く)を指すものとします。

3. 本サービスにおいて会員に代わって負担する生活再建費用とは、転居にかかる費用と転居せず住み続ける場合の居住物件の鍵交換や物件の修理、一時避難にかかる費用等とします。いずれかにかかる費用も実費とし、費用負担は一年間に1回までの利用日かつ上限10万円とします。

4. 会員は、転居賃貸借契約締結日の7日前までに、所定の方法にて転居費用等の立替申請を行うものとします。詳しくは、本サービス利用時に、18条第5項の相談窓口にお問い合わせください。

5. 本条は、本条第1項の事由が本サービス開始後に新たに生じた場合に限り適用され、本サービス開始より前に生じていた事象を起因とした事由には適用されません。